

## 第 5 章 実 現 化 方 策

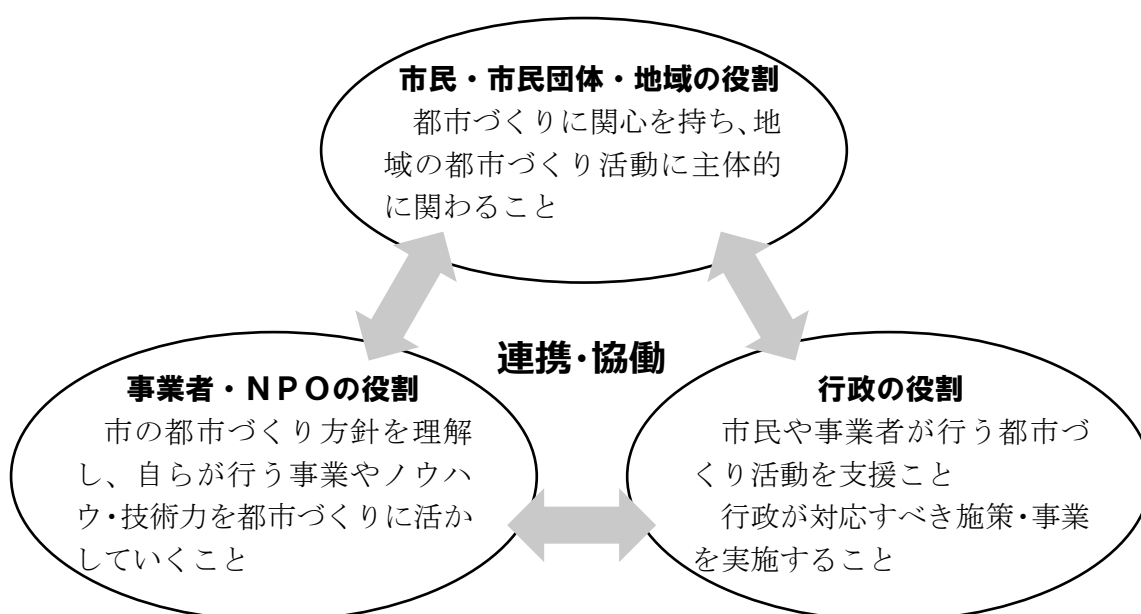


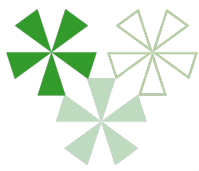
## 1. 連携と協働による都市づくり

都市づくりのテーマである「秩父固有の歴史と文化、自然に包まれて、安全で心地よい暮らしと訪れる喜びを実感できる、魅力あふれるまちづくり」を実現するためには、市民や地域、本市に関わる様々な事業者やNPO、そして市が、将来都市像を共有しながら、一体となって都市づくりに取り組むことが重要となります。

このため、「秩父市まちづくり基本条例」に則り、市民や地域、事業者やNPO、行政などの都市づくりに関わる各主体が、各々の役割を果たしながら、連携と協働による都市づくりに取り組んでいきます。

【各主体の役割分担と協働のイメージ】





## **(1) 都市づくりに関する情報提供の推進**

---

都市計画マスタープランに位置づけた各種施策や事業、都市づくりの制度などに関し、市民や事業者などの理解・関心を高めるため、広報紙やホームページなど様々な情報媒体を活用し、都市づくりに関する情報を幅広く提供していきます。

また、都市づくり活動への支援として、都市計画やまちづくりに関連する地理情報システム（GIS）データのオープン化に取り組みます。

## **(2) 市民や事業者などの声を聞くしくみづくり**

---

各種施策や事業の実施にあたって、市民や事業者などの意見を反映できるよう、市民意識調査や説明会、ワークショップ、イベント、パブリックコメントなど、若者から高齢者まで幅広い世代の声を聞く機会を拡充します。

## **(3) 市民などによる都市づくり活動への支援**

---

市民や事業者が主体となる都市づくり活動への助成制度の創設や、専門的な知識・技術を有する専門家の派遣、都市計画法第21条の2に基づく「都市計画提案制度」の普及・活用、都市づくりに関する講座の開催などを通じて、都市づくりのテーマの実現に向けて、市民や事業者などが主体的に参画できるしくみ・環境の整備に取り組みます。

## 2. 計画を推進するための方策

### (1) 関係機関等との連携

#### ① 市内各行政分野の横断的な連携

都市計画マスタープランの実現には、都市計画分野の取り組みにとどまらず、多様な行政分野との連携が必要なことから、市内の横断的な連絡・調整体制の強化により、総合的に都市づくりを進めます。

#### ② 広域的な連携

国や県に対し、広域的な見地から事業の促進を要請します。また、本市はちちぶ定住自立圏として1市4町で構成される秩父圏域の中心都市であり、定住自立圏協定に基づく圏域行政サービスの向上に向けた取り組みを進めるとともに、これら都市機能の補完関係にある圏域自治体との広域的な立地適正化計画制度の活用を検討します。

また、市域を超えて広域化するヒト・モノ・カネ+情報の動きに合わせ、鉄道沿線、流域自治体、甲武信源流サミットなど、県や周辺都市と連携を図りながら都市づくりを進めます。

#### ③ 大学・研究機関との連携

専門的な知見も取り入れながら様々な施策・事業を進めるため、都市づくりに関わりがある大学や研究機関などとの相互協力を進めます。

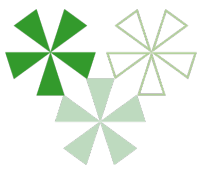
### (2) 関係法令との連携・地域固有の生活スタイルの尊重

#### ① 土地利用関係法令との連携

本計画は、都市計画区域だけでなく、都市計画区域外を含む市全域を対象としていることから、土地利用方針などに基づく規制・誘導は、埼玉県国土利用計画との整合に配慮しつつ、農地法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法の相互連携と適正な運用により、実現性の担保に努めます。

#### ② 中山間地等の振興に関わる法令との連携

市域の88.5%を占める都市計画区域外の地域においては、国土の保全や水源のかん養などに重要な役割を担う山村の振興に向けた「山村振興法」のほか、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域の活性化に向けた、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進」、交通条件などが不利な状況にある山間地における公共施設等の計画的な整備を促進するための「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に関する法律」などが適用されていることから、これら法令を有効に活用し、条件不利地域の振興や活性化に務めます。



### ③地域の歴史的経緯や固有の生活スタイルを尊重したまちづくり

本市は、2005(平成17)年にいわゆる「平成の大合併」によって1市1町2村が合併し、現在に至っています。これら旧市町村は地勢的条件から、基幹的な産業、生活圏の広がりや地域的な結びつき、歴史的な経緯が異なり、固有の文化に裏打ちされた暮らしが営まれてきました。

このため、秩父市としての一体性は確保しつつ、各地域の歴史や文化、生活スタイルや暮らし方を尊重し、地域コミュニティの維持に配慮したまちづくりに取り組みます。

## (3) 個別計画などへの展開・連携

### ①立地適正化計画との連携

2014(平成26)年8月に都市再生特別措置法の改正により創設された「立地適正化計画制度」は、将来の人口減少や高齢化を見据え、暮らしに必要な都市機能の集積や居住の誘導などにより、誰もが快適に暮らせる持続可能なまちを目指す計画であり、その基本方針部分は都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本市では、都市計画マスタープランの改定と併せて立地適正化計画を策定しており、両計画を一体的に進めることで、利便性の高い中心市街地や安心・安全でまとまりのある住宅地、持続性の高い公共交通ネットワークの形成などを図り、人口減少時代においても持続可能なまちを目指していきます。

### ②個別計画などの策定や見直し

都市計画マスタープランは、都市づくりに関する基本的な方針を示す計画であることから、今後、都市計画マスタープランに即して個別計画の策定や具体的な施策・事業などを進めていくこととなります。

このため、「秩父市地域公共交通計画」をはじめ、将来都市像の実現に向けて、都市計画マスタープランとの整合や連携に配慮しながら個別計画の策定や見直しを進めます。

## (4) 効率的・効果的な都市づくりの推進

### ①適時・適切な都市計画の決定又は変更

都市計画マスタープランの実現に向け、用途地域や防火規制の見直しなど、必要な都市計画の決定や変更を適時・適切に実施していきます。

また、都市計画道路や都市計画公園など、長期未着手の都市計画事業については、今日的な意義や必要性などを検証した上で、必要に応じて計画の廃止や見直しを行います。

さらに、市民に身近な地区単位できめ細やかなまちづくりを進めるため、地区計画の策定など、地区の特性や地区住民の意向を踏まえ、地区単位に土地の利用方法や建築物等の制限、その他のルールづくりによるまちづくりを促進します。

### ②効率的・効果的な事業の実施

事業の実施にあたっては、既存ストックの活用の可能性、事業の必要性や緊急性、波及効果などを検証し、限られた財源の中で効果的・効率的に実施します。

また、道路や公園などの維持管理について、市民や事業者などの協力を促すとともに、主体的な活動を支援し、協働による維持管理に取り組みます。

### ③民間活力の効果的な活用

公的な施設の整備・維持管理・運営や大規模跡地の有効利用、良質な住宅の供給などにあたっては、PPP・PFIなど民間企業の持つ資金力やノウハウの積極的な活用・導入を検討します。

### ④補助制度などの積極的な活用

都市基盤施設などの整備に際しては、より小さな財政負担でより大きな効果を発現させる視点から、国や県などの補助制度の積極的な活用に取り組みます。

また、新たな施策・事業を導入する際は、場所と期間を限定して試行する「社会実験」や「実証実験」を取り入れ、その効果を先行的に確認するなど、限りある財源の有効活用に配慮します。

## (5) 時代の流れを捉えた都市づくりの推進

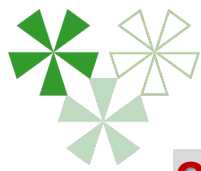
### ①新技術の活用

国の提唱するこれからの新たな社会「Society 5.0」（超スマート社会）などの動向を見据えながら、ICT・IoT、AIなどの新技術の活用も視野に入れた施策に取り組みます。

また、GIS・GPSを使った効果的な施設・国土管理の手法について研究します。

### ②「新たな生活様式」への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大などへの対応から、居住や機能の分散化、ICT技術を活用したコミュニケーションのデジタルシフトなど「新しい生活様式」の展開・定着が見込まれることから、安全性や暮らしの場、事業活動の場としての本市の魅力を積極的にPRしながら、その受け皿にふさわしい都市づくりに取り組みます。



### 3. 計画の進行管理

#### (1) PDCA サイクルの実施について（概ね5年ごと）

都市計画マスタープランについては、**立地適正化計画**と合わせて、次ページに掲げる施策の進捗状況を概ね5年ごとにPDCAサイクルによって管理します。



#### (2) 主要な施策の成果報告について（単年度評価）

秩父市では、地方自治法第233条第5項の規定に基づく「主要な施策の成果報告書」の作成を兼ねて、毎年基本事業評価シートを作成しており、事業ごとに基本指標を設定しPDCAサイクルによる効果検証を実施しています。（結果はホームページにて公開。）

そこで、都市計画に関することや、立地適正化計画における目標指標・評価指標のうち、毎年モニタリングが可能な項目について基本事業評価シートにおける評価指標に設定し、毎年度評価を行うとともに定期的に都市計画審議会へ事業の進捗状況を報告します。

## 4. 具体的な取組

### (1) 具体的な取組とスケジュール

具体的な取組 (施策)	スケジュール		
	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
<b>1. 連携と協働による都市づくり</b>			
<b>(1) 都市づくりに関する情報提供の推進</b>			
都市計画情報等のオープンデータ化	→		
ホームページ等による情報発信の強化	→		
<b>(2) 市民や事業者などの声を聞くしくみづくり</b>			
宅建事業者との連携関係強化	→		
事業等における住民公聴手段の拡充	→		
<b>(3) 市民などによる都市づくり活動への支援</b>			
町会・まちづくり団体等との関係強化	→		
<b>2. 計画を推進するための方策</b>			
<b>(1) 関係機関との連携</b>			
庁内/外の GIS データの相互運用	→		
広域的立地適正化計画の検討	→		
<b>(2) 関係法令との連携・地域固有の生活スタイルの尊重</b>			
土地利用・条件不利地域関係法令との連携	→		
小さな拠点・地域・地区拠点の整備等	→		
<b>(3) 個別計画などへの展開・連携</b>			
地域公共交通計画との連携	→		
空き家等対策計画との連携	→		
移住施策との連携	→		
<b>(4) 効率的・効果的な都市づくりの推進</b>			
用途地域などの見直し	→		
大規模低未利用・遊休土地の活用推進	→		
長期未整備都市計画道路の見直し	→		
都市計画道路の整備	→		
都市公園の見直し（緑の基本計画策定）	→		
下水道計画の見直し	→		
都市計画施設の再配置検討（市場等その他）	→		
<b>(5) 時代の流れを捉えた都市づくりの推進</b>			
新技術、GIS・GPS を活用した管理手法の活用	→		
新たな生活様式への対応	→		